

# 山梨県公報

第十四百六号

平成十五年

八月十一日

月 曜 日

## 目次

保安林の指定の予定	五二五
道路の区域変更	五二五
<b>公 告</b>	
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	五一五
公聴会の実施(十一件)	五一六
開発行為に関する工事の完了について	五一九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	五一九
土地改良区役員の就任	五一九

## 告 示

### 山梨県告示第四百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 保安林の所在場所

西八代郡市川大門町八之尻字前畑二〇九六の二、二〇九六の四、二〇九六の五(次の図に示す部分に限る。)、字細久保二二二〇の一、二二二〇の二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前畑二〇九六の二(次の図に示す部分に限る。)、二〇九六の四、二〇九六の五(次の図に示す部分に限る。)、字細久保二二二〇の一(次の図に示す部分

に限る。)、二二二〇の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川大門町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年九月一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 道路の種類 県道

#### 二 路 線 名 大菩薩初鹿野線

#### 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡大和村大字田野字下ノ平三〇五番の五地先から 東山梨郡大和村大字田野字下ノ平三〇四番の五地先まで	一一・〇、 三九・〇	九・〇、 三八・〇		一一三・〇

## 公 告

### ● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五

年十二月十一日まで縦覧に供する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社公正屋 代表取締役 井上公正

2 住所 北都留郡上野原町松留四百六十五番地の三

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 公正屋大月東店

(二) 所在地 大月市七保町葛野字中原二百十番

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社公正屋 代表取締役 井上公正 小高幸一	北都留郡上野原町松留四百六十五番地の三 北都留郡上野原町上野原三千四百四十六番地の十一

3 変更の年月日

平成十五年七月二日

三 届出年月日

平成十五年七月二日

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催期日 平成十五年九月三日（水）午後二時

二 開催場所 山梨市万力一八三〇 山梨市民会館

三 聴こうとする案件 峡東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「峡東都市計画区域マスタープラン」の決定）

四 意見書の提出先 峡東地域振興局塩山建設部及び峡東地域振興局石和建設部

五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

六 意見書の提出期限 平成十五年八月二十七日（水）午後五時

七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡東地域振興局企画振興部、峡東地域振興局塩山建設部及び峡東地域振興局石和建設部並びに塩山市役所都市整備課、山梨市役所都市計画課、春日居町役場企画課、勝沼町役場まちづくり推進室、一宮町役場企画開発課及び石和町役場都市計画課において縦覧に供する。

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催期日 平成十五年九月五日（金）午後二時

二 開催場所 南アルプス市小笠原一〇六〇 一 櫛形生涯学習センター

三 聴こうとする案件 峡西都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「峡西都市計画区域マスタープラン」の決定）

四 意見書の提出先 峡中地域振興局建設部

五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

六 意見書の提出期限 平成十五年八月二十九日（金）午後五時

七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡中地域振興局企画振興部及び峡中地域振興局建設部並びに南アルプス市役所都市整備課において縦覧に供する。

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催期日 平成十五年九月八日（月）午後二時

二 開催場所 韮崎市本町四丁目一 四 北巨摩合同庁舎

三 聴こうとする案件 韮崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

定（「**葦崎都市計画区域マスタープラン**」の決定）

- 四 意見書の提出先 峡北地域振興局建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月一日（月）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡北地域振興局企画振興部及び峡北地域振興局建設部並びに葦崎市役所都市計画室及び双葉町役場建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催期日 平成十五年九月九日（火）午後二時
- 二 開催場所 西八代郡市川大門町一七八五 市川大門町民会館
- 三 聴こうとする案件 市川大門都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「**市川大門都市計画区域マスタープラン**」の決定）
- 四 意見書の提出先 峡南地域振興局市川建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月二日（火）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡南地域振興局企画振興部及び峡南地域振興局市川建設部並びに市川大門町役場建設課、三珠町役場地域振興課及び鯉沢町役場まちづくり推進課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催期日 平成十五年九月十日（水）午後二時
- 二 開催場所 南巨摩郡増穂町青柳町三三八 八 増穂町民会館
- 三 聴こうとする案件 増穂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決

定（「**増穂都市計画区域マスタープラン**」の決定）

- 四 意見書の提出先 峡南地域振興局市川建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月三日（水）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡南地域振興局企画振興部及び峡南地域振興局市川建設部並びに増穂町役場都市整備課及び鯉沢町役場まちづくり推進課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催期日 平成十五年九月十一日（木）午後二時
- 二 開催場所 南巨摩郡身延町波木井四〇七 身延町総合文化会館
- 三 聴こうとする案件 身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「**身延都市計画区域マスタープラン**」の決定）
- 四 意見書の提出先 峡南地域振興局身延建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月四日（木）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡南地域振興局企画振興部及び峡南地域振興局身延建設部並びに身延町役場環境課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催期日 平成十五年九月十一日（木）午後二時
- 二 開催場所 富士吉田市緑ヶ丘二丁目五番二十三号 富士吉田市民会館
- 三 聴こうとする案件 富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- の決定（「富士北麓都市計画区域マスタープラン」の決定）
- 四 意見書の提出先 富士北麓・東部地域振興局都留建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月四日（木）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、富士北麓・東部地域振興局企画振興部及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部並びに富士吉田市役所都市整備課、河口湖町役場建設課、西桂町役場企画振興課、足和田村役場観光振興課、勝山村役場観光産業課、忍野村役場企画財政課及び山中湖村役場企画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

- 一 開催期日 平成十五年九月十二日（金）午後二時  
山梨県知事 山本 栄彦
- 二 開催場所 東八代郡八代町南五二七 八代町総合会館
- 三 聴こうとする案件 東八代都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「東八代都市計画区域マスタープラン」の決定）
- 四 意見書の提出先 峡東地域振興局石和建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月五日（金）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡東地域振興局企画振興部及び峡東地域振興局石和建設部並びに御坂町役場地域整備課、八代町役場企画課、境川村役場企画課、中道町役場企画課及び豊富村役場建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開催期日 平成十五年九月十二日（金）午後二時
- 二 開催場所 北都留郡上野原町上野原三六四五 上野原町民会館
- 三 聴こうとする案件 上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「上野原都市計画区域マスタープラン」の決定）
- 四 意見書の提出先 富士北麓・東部地域振興局大月建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月五日（金）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、富士北麓・東部地域振興局企画振興部及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部並びに上野原町役場建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

- 一 開催期日 平成十五年九月十七日（水）午後二時  
山梨県知事 山本 栄彦
- 二 開催場所 大月市御太刀二丁目十一番二十二号 大月市民会館
- 三 聴こうとする案件 大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「大月都市計画区域マスタープラン」の決定）
- 四 意見書の提出先 富士北麓・東部地域振興局大月建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十五年九月十日（水）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、富士北麓・東部地域振興局企画振興部及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部並びに大月市役所都市整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年八月十一日

山梨県知事 山本 栄彦



土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
平成十五年八月十一日

就任

山梨県知事 山本 栄彦

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	杉山 正直	地 南アルプス市下市ノ瀬二五 一番	平成十五年七月七日